

うな規定になつてございます。これではありますと先ほど申し上げましたように、所得の伸びに伴ひましてこの均衡がくおれてまいりますので保険料をここに掲げてございませうように、そのもので規定をしたいということではございませう。現在所得割が百分の一、三でございませうが、これを百分の一、八七に引き上げたいということではございませう。それから資産割は現行のまま、やはり百分の三十四、それから被保険者均等割を千五百六十円、世帯平等割を二千二十円に据置くという改正でございませう。この改正は所得割を八七に引き上げるだけでございませうが、この引き上げによりまして見込まれる増収は約二千七百万円でございます。一世帯当たりにはいたしまして約五千五百円程度の増額になろうかと存じます。被保険者一人当たりにはいたしますと、年額にいたしまして千七百円程度の引き上げになる見込みでございます。附則といたしまして五十年令の保険料から適用する

ということではございます。

はなはだおつぱくは説明でまことに申しわけございませんが、慎重に審議を賜りましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩野鉄之助君）以上で提案理由の説明は終了であります。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○六番（川窪清一君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十八号については、厚生委員会に付託し審査せられんことを望みます。（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）おはかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 二果議なしと認めます。よつて議案第十八号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第九議案第十九号福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(環境保全課長(八木房雄君登壇))

○環境保全課長(八木房雄君) この指名をいただきまして議案第十九号福生市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由及びその附内容について説明申し上げます。

去る四十八年のオイルショック以来、諸物価の高騰により一般廃棄物及びし尿を処理しております西多摩庁衛生

福生市議会

組合でもその主とする燃料の重油が大幅に値上がり、また昨年六月の電気料の値上がり等により市が組合に

納入する分担金も年々増額されてきております。このような状況でございますので、今回市が指示して処理している事業所等の塵芥収集手数料及びし尿

くみ取り手数料について、その処理費の実費分を負擔担していただくよう改正をお願いするわけでございます。

なお該当事業所といたしましては、塵芥においては月四百九十一件、うち法人が約八割でございます。またし尿におきましては月二百一件でございます。この改正によりまする平年度の増収金は、塵芥で約二百七十万円、し尿で約百六十万円、計四百三十万円でございます。そのほか動物の死体処理手数料改正についてもお願いしようとするものでございます。

内容について説明申し上げます。

第八條第一項は一般の廃棄物及び粗大のみの手数料



料でございます。一キログラム当たり「四月」を「七月」に改め
 ようとするものでございます。次に同項第二号でございます
 ますか、し尿の一樽当たり三十六リットル当たりの手数料
 でございますか「五十円」を「百十円」に、また、羊樽の十八
 リットル分「二十五円」を「五十五円」に改め、同項第三号中の
 「二百円」を「三百円」は、動物の死体処理手数料でございます
 ます。次に第八号二項中は一般廃棄物をみずから運
 搬した手数料でございますか、これを一キログラム当たり
 五円にしたいとし、第三項にいきましてみずからかりやは
 り動物の死体を運搬した場合の手数料については「百五
 十円」としたい。第十一号第一項は産業廃棄物の手
 数料でございます。一キログラム当たり「四月」を「七月」に
 改め、同項第二項中ではいままでみずから運搬してきた
 もうは二命の一だったものを一キログラム当たり「五月」にしたいとい
 う改正でございます。

附則といたしまして、この条例は昭和五十年四月一日から

〇議長 施行いたしましたというものでございます。
 はなはだおつぱくな説明でございますが、慎重審議
 いただきまして、原案とおりご決定くださいますようお願い
 いたします。説明を終わらせていただきます。
 〇議長 (塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わしまし
 た。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

〇五番 (川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十九号については、
 厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。
 (「賛成」と呼ぶ者あり)

〇議長 (塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま川窪清一君か
 ら新定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し
 審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よつて議案第十九号については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十議案第二十号福生市

公益質屋の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 森田猛君 登壇)

○福祉事務所長(森田猛君) ご指名によりまして議案第二十号福生市公益質屋の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

福生市議会



福生市の公益質屋につきましては昭和二十六年十二月業務を開始以来、二十四年間庶民の金融機関といたしましてその仕事を続けてきたわけでございます。これについては先ほど市長の施政方針の中にもございましたが、庶民の金融機関としての使命もほとんど達したのではないかという感にからすわけでございます。したがいまして去る一月二十日の全員協議会におきましても明細に協議を申し上げたわけでございます。四十九年度をもちましてこの伝統ある公益質屋を廃止しようとするものでございます。このかわりとしてしまして、すでに皆様さま方に参考資料といたしましてお手元に印刷物を差し上げてございますが、代替えといたしまして福生市社会福祉協議会におきまして無利子、無担保、二ヶ月据え置き、十ヶ月償還ということで貸付をしようとするのでございまして、すでに社会福祉協議会におきましても、理事会及び評議委員会におきまして去る二月十五日指定等も決定してあるわけでございます。なお、これに

要します。社会福祉協議会の職員関係についても確保するように現在進めている次第でございます。

すなわち、議案の内容につきまして説明申し上げます。なお、この廃止する条例につきましては施行期日は五十年の四月一日にしようとするものでございます。三月三十一日まで貸出業務を行なうものでございますので、その後の業務の終了しないものにつきまして旧条例のもとで貸付けにものとするというところでございます。第三条におきましては残務整理は現在の公益質屋で行なうということでございます。第四条におきまして公益質屋は基金条例でその基金条例の一部を改正いたしまして、ここに第四条の三項にもございますが、廃止前の「福生市公益質屋の設置及び管理に関する条例」を適用しようとするものでございます。なお、廃止に伴いまして現在一名の職員が配置されておられるわけでございますが、これにつきましてでは職員の意向並びに身体の不調等があるわけ

でございますが、すでに秘書職員課長とも合議し、市長等の決裁もいたしておられますので適切に配置するというふうに決定しております。

○議長（塩野鉄之助君）慎重に審査の上原案とおり可決
簡単でございますが、慎重に審査の上原案とおり可決
させていただきますようお願いをいたしまして説明を終わらせていただきます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）以上で質疑を終わります。

○五番（川澄清一君）この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第二十号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）おはかりいたします。ただいま川澄清一君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び



討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩野鉄三助君) ご異議なしと認めます。よって議案第二十号は原案どおり可決いたしました。

○議長 (塩野鉄三助君) 日程第十一議案第二十一号福生市水道事務所設置条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(水道課長井上久男 君登壇)

○水道課長 (井上久男君) ご指名をいただきましたので議案第二十一号福生市水道事務所設置条例について説明申し上げます。

先ほどご議決をいただきました組織条例と関連がございます。

訂正

ますか、あらためての説明申し上げます。

第三浄水場の内部改造を含めて拡張工事か本年三月完成する運びとなりました。さらにまた水道事業が東京都に統合したことと相まって取水関係から集金事務に至るまでの一連の業務を総合的にまとめ、能率よく処理するため水道井事務所を設置しようと、ここに提案した次第でございます。

それでは内容について説明申し上げます。

第一条は事務所の設置でございます。事務内容は東京都水道事業の事務の委託に関する規約に基づいたものであります。第二条は名称と位置で第一号において名称を福生市水道事務所として、第二号においては福生市武蔵野台二丁目三十二番の位置を示したもので、現在の第三浄水場のところでございます。第三条は委任の条項で、条例に定めるもののほか必要な事項は別に定めようとするものでございます。

老字削除

訂正

附則は施行日の規程であります。議決をいたしたいので、利用者あるいは関係機関等に周知する関係上、ある程度、期間を置く必要を考慮いたしまして、本年六月一日から施行しようとするものでございます。なお、移転にすることに伴って直接市役所に来た利用者については、事務所への交通の利便等を考えますと、水道料金納入は収入役室の窓口で、使用者変更届等の受付は市民課の窓口で処理できるよう考えております。電話で処理できるものはできるだけ処理して水道事務所に出自くことは極力省きたいと考えております。

はなはだ難しかったが説明でございますが、慎重に審議の上原案とおり可決賜わりますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○五番（川窪清一君） この際、動議を提出いたします。

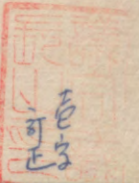
たたいま議題となっております議案第二十一号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決さることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。たたいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決さるたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で議案第二十一号は原案とおり可決いたしました。



○議長（塩野鉄之助君）日程第十二議案第二十二号 福生市能川武蔵野会館条例を議題といたします。
朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君）議案第二十二号 福生市能川武蔵野会館条例案について提案理由の説明と、その内容を説明申し上げます。

拜島駅の東側の地区に防衛施設庁の補助を受けて、いわゆる学習等供用施設をたてよう建設中であることは議員の皆さんもすでにご承知のとおりであります。当該建物も近く完成いたしますので、地方自治法第二百四十四条の二の第一項に定めるところの「公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならない」旨の規程に基づきまして、本案を提出申し上げます。

それでは条例案の内容を説明申し上げます。

第一条は会館の設置目的は、市民及び地域社会の福祉増進のためである旨を定め、次の第二條においてはその位置を定めようとするものであります。なお次の第三條は会館の管理の方法に関する規程でございます。今回の場合には地方自治法第二百四十四条の二の第三項に定めるところ「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要がある」と認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を公共団体または公共的団体に委託することとできる旨の規定に準拠いたしまして、ここに記載のとおり会館の管理は公共的団体に委託することとできる旨を規定いたしました。現実の問題といたしましては、過日市内の町会長さんや全員お集まりの際に、この問題につきましては武蔵野第二と、福東と玉川台の三町会に一任する旨の御内諾を得ておりますので、この三町会から選出された住民代表をもって組織いたします。



会館の運営委員会にこの会館の管理をおまかせする方針でございます。と申しましても、会館利用そのものにつきましても全市民が利用できるたてまえであることはもちろんであります。次の第四条においては、この条例の施行について必要な細かな事項、たとえば地元の会館運営委員会との間に締結しなくてはならぬ会館管理業務の委託契約のような事項については市長に委任する旨を規定し、なお附則においては、この条例の施行期日はこの会館を開くことのできる日か確定し、たい別途に市の規則で定める旨を規定しようとするものでございします。

ご審議をいただきまして、原案とおりご可決の確定あらんことをお願い申し上げます。ご説明を終わらせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関米吉君）ちよつとお尋ねしますが、必要な事項は市長が定めるということになっておりますが、市民以外の人たちが使うような場合、有料とか無料とかいうことはどうか。それからいつ頃から使える見通しがあるか。名称は福生市熊川武蔵野会館ということですか、市で建てるという意味の「市立」とは入らないんですか。あとここにこれから建つと思ひますか……。

○助役

（篠崎俊夫君）お答え申し上げます。

費用の点でございますが、実は三町会の町会長さんにお集まりいただきまして一度会合を開きました。費用の点につきまして、これは市役所側の考えでございしますが、いわゆる地方自治法上の使用料とどうものは徴集しない、場合によつては三町会とご相談の上、実費弁償のようなものもいたわくことになるかどうか、その辺はまだはっきりいたしておりません。それから二番目がいづからかというのをございします。

か、大体五月中には開館できると思っています。それから第一番目の名称の二とでございすか、この点につきましても、能川武蔵野会館」というのが一番いいだろうという二とで、金協でも大体この解を得たのでございすか、また別に能川地区につくる場合を想定いたしました。能川武蔵野会館と入れ、武蔵野という小字も福生にもございすので、能川武蔵野会館とした次第でございます。

○十七番（関米吉君）五月から開館するということですか、そうすると実費ぐらいはとるかもしれませんが、使用料はとらない方針ですか。これは市民以外の者が使ってもそういうことになるわけですか。

○助役（篠崎俊夫君）そういう細かな点につきましては三町会と二からいろいろ相談することになりますので、役所だけではどうとも申し上げるわけにもいかないわけです。

○十七番（関米吉君）五月からですか、いいですか、そういうこと

をはつきりきめないと五十年度の予算に關係ありますね……とるかという点にかんして……。条例出して予算に組ませいわけにはいかないでしよ、予算上の関連で聞いているんです。五月からですか、四月一日からの当初予算に組まなくてもいいかもしれませんが、なるべく方針を早くきめてはつきりさせていたきたいと思ひます。

○助役

（篠崎俊夫君）羽村とか秋川、瑞穂等の類似の二つ

いつた学習等供用施設も調べたんですか、たいへんおもしろい問題かございす。というのは、全部公費でいたしますとはかり町会から不平が出るという問題があるわけでございます。そこで、どうしても地元で応分の負担をしていただくわけはならない、たてまえば市民全体が使う会館ではあるけれども、結果的にはいま申し上げました三町会が使うのかほとんどではないかと想定されますので、その辺をおもしろいわけでございますが、できるだけ早く相談してきめるようにいたします。